

島根あさひ社会復帰促進センター実施方針等に関する質問回答

質問No.	資料名	頁	行	項目	質問	回答
1	実施方針	1	7	第1-1-(2)	犯罪傾向の進んでいない男子受刑者2000名とありますが、処遇分類は何級でしょうか。ご教示ください。	処遇分類級A級の受刑者を収容することを想定しています。
2	実施方針	1	7	第1-1-(2)	犯罪傾向の進んでいない男子受刑者2000名とありますが、年齢構成はどのようになるのでしょうか。ご教示ください。	「A級受刑者の主な罪名、年齢構成等」を参照願います。
3	実施方針	1	7	第1-1-(2)	犯罪傾向の進んでいない男子受刑者2000名とありますが、具収容前の職業暦・学歴の構成はどのようになるのでしょうか。ご教示ください。	「A級受刑者の主な罪名、年齢構成等」を参照願います。
4	実施方針	1	7	第1-1-(2)	犯罪傾向の進んでいない男子受刑者2000名とありますが、帰住状況はどのような状態でしょうか。ご教示ください。	帰住環境が整っていない者を収容することも想定され得ます。
5	実施方針	1	7	第1-1-(2)	犯罪傾向の進んでいない男子受刑者2000名とありますが、収容される主な罪名・精神・知的状態またそのレベル・養護レベル・介助レベル等はどのようになるのでしょうか。ご教示ください。	「A級受刑者の主な罪名、年齢構成等」を参照願います。
6	実施方針	1	7	第1-1-(2)	国が、2,000名規模の刑務所を運営する場合の、組織、人員をお示しください。	入札公告時までを示します。
7	実施方針	1	33	第1-1-(4)	一般住民に開放する診療所の診療科目をお示し願います。	入札公告時までを示します。
8	実施方針	1	33	第1-1-(4)	「地域との共生による運営」とありますが、受刑者による社会奉仕活動や施設外での刑務作業又は職業訓練を実施する場合の受刑者、地域住民双方の個人情報漏洩リスクに係る官民リスク分担についてどのようにお考えでしょうか。	リスク分担表を参照願います。
9	実施方針	1	35	第1-1-(4)	「構造改革特区制度を活用する」とありますが、現在の状況と、今後の見通しについてご教示願います。	本事業の実施に当たり必要となる法制上の措置については、本年6月に成立した構造改革特別区域法の一部を改正する法律に盛り込まれており、同法については、本年10月1日から施行されます。
10	実施方針	1	35	第1-1-(4)	「構造改革特区制度を活用する」とあります。本事業の実施にあたっては、美祿の刑務所の実施に際して制定された「監獄法等の特例」（「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律等の特例」）が適用されるのか、或いは本事業のために別の規定が制定されるのか、どちらでしょうか。（後者である場合の法案成立手続きに係るスケジュールリスクについて懸念するものです）	本年6月に成立した構造改革特別区域法の一部を改正する法律に盛り込まれている特例措置を活用することとしています。
11	実施方針	2	7	第1-1-(4)	「共用スペースなどでの自主性を尊重した生活を認める処遇形態を原則とする」とありますが、共用スペースを利用できる時間帯は平日の余暇時間（18:00～21:00）及び休日の8:00頃～21:00との理解でよろしいでしょうか。	施設整備・維持管理業務要求水準書を参照願います。
12	実施方針	2	7	第1-1-(4)	共用スペースなどでの自主性を尊重した生活を認める処遇形態を原則とする、とありますが、国が想定する自主性を尊重した処遇形態には、独歩による歩行以外にどのようなものがあるかを例示、あるいはご教示願います。	たとえば、余暇時間における共用スペースでの生活や一定の時間帯における自由な入浴などを想定しています。
13	実施方針	2	8	第1-1-(4)	「共用スペースなどでの自主性を尊重し…」とありますが、どのような意味でしょうか。独房がメインになるのでしょうか、または集団生活を重視した雑居がメインになるのでしょうか。ご教示ください。	居室については、単独室を基本としますが、日常生活については、ユニットを基本とする各集団ごとで行うことを想定しています。
14	実施方針	2	9	第1-1-(4)	受刑者の教育について、それぞれの問題性に特化した矯正処遇プログラムを施すとありますが、本事業において収容対象としている受刑者のうちには、身体障害を有する者や精神疾患・知的障害を有する者も含んでいますが、これらの者に対しても、障害・病状の進行に合わせた教育などの矯正処遇プログラムを提供するというのでしょうか	運営業務要求水準書を参照願います。
15	実施方針	2	14	第1-1-(4)	「人工透析を受ける必要がある者」とありますが、人工透析に必要な費用は国若しくは受刑者自身が負担するという理解でよろしいでしょうか。	人工透析に必要な医療設備等の整備及び維持管理が本事業の対象となります。

質問No.	資料名	頁	行	項目	質問	回答
16	実施方針	2	15	第1-1-(4)	「日常生活や作業などにおいて特別な配慮を要する受刑者」とあります。要求水準に「介助する」と規定されている業務以外は、事業者に介助の義務がないと理解してよろしいでしょうか。（例えば刑務作業や食事など）	食事については、身体障害を有する受刑者に配慮した食器を備えることを要求水準としており、刑務作業については、身体障害を有する者に対しては、過重な負担となる作業を提供することのないように配慮することを要求水準としています。
17	実施方針	2	28	第1-1-(6)	対象となる事業範囲の中で教育業務が構造改革特別区域法第11条第2項に定める登録には教育業務は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	現時点についていえば御理解のとおりですが、先の国会で成立した刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成17年法律第50号）の施行に伴い、取扱いを改める場合には追って公表します。
18	島根あさひ社会復帰センター整備・運営事業実施方針	3	1~7	第1-1-(6)-ア	尿雑排水処理施設業務を島根県外のPF事業者任せ、本施設に起因する流域汚染が発生した場合、地域の住民感情（受刑者の汚水に対する嫌悪感）は押さえきれず、損害補償問題が顕在化する可能性があります。そもそも地域住民の健康や生活環境に重大な影響を及ぼす可能性のある施設は、地元自治体が主体となる社会基盤整備事業としての性格が強く、本処理施設もその例外ではないと考えます。また、地元主体で本処理施設事業を推進することが地域住民の健康や生活環境の保全に大きく寄与することにつながると考えております。このことについていかがお考えでしょうか？	本施設に起因する流域汚染が発生した場合の増加費用や損害賠償は事業者が負担することとなります。
19	実施方針	4	1	第1-1-(6)	各種リクリエーション実施とありますが、企画実施をするのは国で、民間事業者は連絡調整ではないでしょうか。ご教示ください。	各種レクリエーションの企画支援及び連絡調整が本事業の対象となります。
20	実施方針	4	11	第1-1-(6)-イ	・刑務作業、職業訓練について、地域との連携、共生を言われていますが、2000人の刑務作業を継続的に18年間提供することには相当困難が予測されます。地元島根県が1000人分位責任を持って供給できるような調整はできないものでしょうか	作業の確保については、国としても島根県及び旭町の協力を求めているところですが、事業者の一定の責任において行う業務です。
21	実施方針	4	12	第1-1-(6)-イ	人が自然に働きかける農林水産業を刑務作業あるいは職業訓練として実施することとされていますが、厚生労働省「労働災害動向調査報告」において突出して高回数率・強度率が報告されている林業労働災害の発生リスクについて懸念しております。特に施設外で刑務作業または職業訓練を行う場合のかかるリスクの官民分担についてどのようにお考えでしょうか。	リスク分担表を参照願います。
22	実施方針	4	15	第1-1-(6)-イ	・施設外において実施する刑務作業及び職業訓練のために受刑者の、護送、作業中の監視、宿泊施設の整備について事業の対象となっていますが、施設外作業を実施する場所は、本矯正施設より遠くても1時間30分程度の場所だと考えた場合、宿泊施設は必要ないと考えますが、宿泊施設が必要な何か意図がおりないのでしょうか	受刑者に社会生活に適應する能力をかん養するためには、施設内に比べ人的・物的戒護がより緩和された宿泊施設での自主性を重んじた共同生活を営ませることが有効であると考えたためです。また、施設外での作業の内容は、農林水産業が中心となることを想定していますが、これらについては早朝の作業や休日の作業も必要な場合があることから、作業場の近隣に宿泊施設を設け、必要に応じ、迅速に作業できるようにすることが望ましいと考えております。
23	実施方針	4	15	分類事務支援	施設外での作業に従事する「開放的な処遇に適した受刑者」の基準（処遇ランク等）についてご開示下さい。	開放的な処遇に適した受刑者とは、一定程度の知能指数があり、性格に著しい偏奇がなく、共同生活に支障のない者、暴力団等の反社会的集団との関係のない者、薬物常習でない者、帰住環境が良好と認められる者、等を想定しています。
24	実施方針	4	15	分類事務支援	施設外での作業に従事する「受刑者」の逃走のリスクはどの程度とお考えでしょうか。	リスク分担表を参照願います。
25	実施方針	4	15	第1-1-(6)-イ	開放的な処遇に適した受刑者に対しては施設外での刑務作業あるいは職業訓練も行われますが、「開放的な処遇に適した受刑者であるかどうか」の判断において、民間事業者側の判断・意見は反映されるか、あるいは民間事業者側の判断・意見を確認する場はもたれるのかどうか、ご教示下さい。	開放的な処遇を行うか否かについては、分類調査の結果を踏まえ国において判断します。なお、分類調査の事務支援は本事業の対象となります。
26	実施方針	4	15	第1-1-(6)-イ	開放的な処遇に適した受刑者に対しては施設外での刑務作業あるいは職業訓練も行われますが、「開放的な処遇に適した受刑者であるかどうか」以外に、施設外での作業あるいは職業訓練時の安全確保の観点から、受刑者の年齢、体力等について民間事業者側の判断・意見は反映されるか、あるいは民間事業者側の判断・意見を確認する場はもたれるのかどうか、ご教示下さい。	作業内容に応じて、どのような資質を有する者を就業させることが適切かについて、事業者の意見を聴取することは想定され得ます。

質問 No.	資料名	頁	行	項目	質問	回答
27	実施方針	4	15	第1-1-(6)-イ	開放的な処遇に適した受刑者においては施設外での刑務作業あるいは職業訓練も行われますが、実際に作業等を行う施設、敷地等の保安レベル(どの程度の保安状況とすべきか)を国はどの程度で想定しているか、今後示す予定はありますか。示されないのであれば、ご教示願います。	入札公告時までに示します。
28	実施方針	4	15	第1-1-(6)-イ	開放的な処遇に適した受刑者においては施設外での刑務作業あるいは職業訓練も行われますが、これに地域の人材や資源を活用する場合において、地域の人材等の責に帰すべき事由による労働災害が発生した場合、その責任負担についてどのようにお考えでしょうか。	リスク分担表を参照願います。
29	実施方針	4	15	第1-1-(6)-イ	開放的な処遇に適した受刑者においては施設外での刑務作業あるいは職業訓練も行われますが、万一、この受刑者が逃走した場合、事業者は善管注意義務を果たしていれば責任を問われることはない、という理解でよろしいでしょうか。	リスク分担表を参照願います。
30	実施方針	4	15	第1-1-(6)-イ	開放的な処遇に適した受刑者においては施設外での刑務作業あるいは職業訓練も行われますが、釈放前のどの程度の期間、行われると考えればよろしいでしょうか。	構外作業の期間については、作業の内容に応じ、国において決定します。なお、構外作業については、釈放前指導中の受刑者のみを対象とするものではありません。
31	実施方針	4	17	第1-1(6)事業の範囲	本施設外で作業を実施する場合の受刑者のための宿泊施設について事業者自らが建設し整備する場合、宿泊施設の整備にかかる費用についても、本事業の「施設の設計、建設業務に係る費用」として国から支払われるものと理解してよろしいでしょうか。	宿泊施設の確保は本事業の対象となります。事業費の支払い方法については、入札公告時までに示します。
32	実施方針	4	17	第1-1-(6)-イ	受刑者のための宿泊施設を整備することも本事業の対象となっていますが、受刑者はどの程度の期間これら宿泊施設に収容されるか、ご教示下さい。	宿泊施設における収容期間は、作業の内容により異なりますが、最長でも3箇月程度と想定しています。
33	実施方針	4	17	第1-1-(6)-イ	受刑者のための宿泊施設の整備などについても本事業の対象となっていますが、宿泊施設についても刑務所施設と同じく18年間の維持管理及び運営の一部を含むBOT方式によるということでしょうか。	宿泊施設の確保が本事業の対象となります。
34	実施方針	4	17	第1-1-(6)-イ	受刑者のための宿泊施設を整備などについても本事業の対象となっていますが、宿泊施設についても、本実施方針第7-1に記載する法制上及び税制上の措置に関する事項に該当すると考えて宜しいでしょうか。	事業者が宿泊施設を確保する形態によります。
35	実施方針	4	21	第1-1-(7)-イ	「本施設外で実施するもの(7)農業(イ)森林管理(リ)水産業」とありますが、3件全て実施しなければならぬのでしょうか。	実施方針に記載しているのは例示です。運営業務要求水準書を参照願います。
36	実施方針	4	21	第1-1-(7)-イ	「本施設外で実施するもの(7)農業(イ)森林管理(リ)水産業」とありますが、現在実施している施設があれば、見学等は可能でしょうか。	別途御相談に応じます。
37	実施方針	4	21	第1-1(6)事業の範囲	作業について「本施設外で実施するもの」とありますが、作業場への受刑者への護送や作業中及び宿泊時の受刑者の監視については国も実施するものと理解してよろしいでしょうか。また、国が監視を実施しない場合、事業者が負担可能なリスクを超えることが予想されます。その場合、本施設外での作業について行わない提案も許容されますでしょうか。	前段について、御理解のとおりです。後段について、本施設外での作業に係る提案を求めないことは想定していません。
38	実施方針	4	21	第1-1-(6)-イ	施設外で作業業務を実施する場合、施設内での作業に比べ逃走等の事故リスクが高くなるものと考えますが、美祿PFIに比し、事故発生に係る違約金(ペナルティ)をどのようにお考えでしょうか。	違約金の内容については、入札公告時までに提示します。なお、リスク分担表を併せて参照願います。
39	実施方針	4	23	第1-1-(6)-イ	森林管理が本施設外で行われる場合、市や県の支援を受けられると考えてよろしいでしょうか。	事業者において必要に応じ市や県の支援を求めていることとなりますが、国においても必要な協力はします。
40	実施方針	4	31	第1-1-(6)	刑務所内に設置する診療所の診療科目をお示し願います。	入札公告時までに示します。
41	実施方針	4	34	第1-1-(6)-イ	「島根県が本施設の診療設備を利用して、地域住民に対し診療を行うことを可能とする。本事業では、診療所及び診療機器等の整備をその対象とする。」と記述がありますが、診療機器等の整備の中に、診療所内でのIT機器及び電子カルテ等のシステム構築費用も含まれているのでしょうか。	整備すべき診療機器等については、入札公告時までに示します。
42	実施方針	4	35	第1-1-(6)	付帯的事業について本事業の実施に支障を及ぼすことが無く、地域住民の利便性の向上に寄与する事業であれば、事業内容に具体的な制限は無いと認識してよろしいでしょうか。	付帯的事業を御提案される場合にあっては、本事業が行刑施設の整備及び維持管理・運営という、極めて公益性の高い事業であることを勘案しつつ、御検討願います。
43	実施方針	4	37	第1-1(6)事業の範囲	付帯的事業を行わない提案も許容されますでしょうか。	御理解のとおりです。

質問No.	資料名	頁	行	項目	質問	回答
44	実施方針	4	18-24	第1-1-(6)-イ	本施設内で実施するもの、及び本施設外で実施するものが示されておりますが、これらを刑務作業として実施するのか、あるいは職業訓練として実施するのか、判断の基準をご教示下さい。	職業訓練とは、受刑者に対し、社会復帰に必要な職業的知識や技能を習得させるとともに、社会貢献を実現するために必要な技能等を習得させることを目的として行うものをいいます。
45	実施方針	5	4	分類事務支援	事業者が付帯的事業を行う場合、国は「有償で土地を使用させる」とありますが、場所、面積、使用料等を教えて下さい。	事業敷地内において事業者が付帯的事業を行う場合の場所及び面積については、事業者の御提案によりますので、事業者において想定願います。また、使用料については、周辺地域の地価を勘案し、追って定めます。
46	実施方針	5	6	第1-1-(7)	・人工透析、身体障害、精神疾患・知能障害を有する受刑者の収容が言われていますが、そのことで2つ教えて下さい。 (1) 介護や、医療的ケアが必要と思われるが、民間事業者では不可能なことが予測されます。どこまで期待されていますか？ (2) 既存の矯正施設ではどのようなケアをされているのかお教えください。	(1)については、運営業務要求水準書を参照願います。 (2)について、医療を主として行う施設においては、精神科医師による投薬、カウンセリングのほか、作業療法、理学療法が実施されています。また、一般刑務所においては、作業療法や理学療法は実施されておらず、精神科医師による投薬にとどまる施設が多いですが、一部の施設では、心理技官によるカウンセリングやグループワークが実施されています。なお、人工透析については、医療を主として行う施設のほか、医療重点施設において実施されています。
47	実施方針	5	6	第1-1-(7)	本件の収容対象者には、美祿PFIに対し、ア、イ、ウの対象者が追加されていますが、一般の受刑者への処遇に比べ、特に配慮すべき点など、受刑者の障害に応じた処遇の具体例を施設等のハード面と教育等のソフト面とについて、お示しいただけますでしょうか。	運営業務要求水準書を参照願います。
48	実施方針	5	6	第1-1-(7)	「犯罪傾向の進んでいない者」とありますが、矯正施設に初めて収容される受刑者に限られますでしょうか。	矯正施設に初めて収容される受刑者に限定されません。
49	実施方針	5	6	第1-1-(7)	「犯罪傾向の進んでいない者」とありますが、収容対象から除外される犯罪の種類又は犯罪名について網羅的にお示しいただけますでしょうか。	収容対象から除外される罪名は特にありませんが、暴力団員等の反社会性集団に所属している者や、入所1年以内に薬物依存、アルコール等の中毒症が認められる者を収容することは想定していません。
50	実施方針	5	6	第1-1-(7)	「犯罪傾向の進んでいない者」とありますが、受刑者の平均的な収容期間、刑期の上限があればその期間、についてご教示下さい。	については平均20箇月程度、 については刑期の上限は8年未満です。
51	実施方針	5	6	第1-1-(7)	「犯罪傾向の進んでいない者」とあります。ア、イ、ウに特記された一部の受刑者以外の受刑者は、収容されるまでは、同一の職場又は業種で一定期間職業に就いていた、という理解でよろしいでしょうか。	一定の就労経験を有する者に限定されません。
52	実施方針	5	6	第1-1-(7)	「犯罪傾向の進んでいない者」とあります。ア、イ、ウに特記された一部の受刑者以外の受刑者の、平均的な年齢、年齢の概ねの上限及び下限があればその年齢、についてお示しいただけますでしょうか。	については「A級受刑者の主な罪名、年齢構成等」を参照願います。 については26歳以上で上限はありません。
53	実施方針	5	6	第1-1-(7)	「犯罪傾向の進んでいない者」とありますが、身元引受人などの帰住環境については良好な者のみが収容されると考えて宜しいでしょうか。	帰住環境が良好な者に限定されません。
54	実施方針	5	6	第1-1-(7)	心身に障害のある受刑者と健常な受刑者は、一定の条件が許すのであれば接することは可能かどうか、ご教示ください。	受刑者については、ユニットが生活単位となりますが、心身に障害のある受刑者とそれ以外の受刑者との一切の接触を禁じるものではありません。
55	実施方針	5	7	第1-1-(7)	「そのうちの一部については、次の者を収容することを予定している。ア・・・ イ・・・ ウ・・・ 」とありますが、ア・イ・ウについても犯罪傾向が進んでいない者との認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
56	実施方針	5	9	第1-1(7)収容対象	収容対象となる受刑者のうち、「人工透析を受ける必要がある者」につきまして、人工透析自体及び人工透析を受けるタイミングの判断は本事業の対象外と理解してよろしいでしょうか。また、必要な人工透析を受けたにもかかわらず、受刑者に発生した病状の変化、事故等については事業者は責任を負わないものと理解してよろしいでしょうか。	前段については、御理解のとおりです。後段については、受刑者に発生した病状の変化、事故等の原因が、事業者の帰責時由（人工透析機器の整備又は維持管理の不備等）による場合には、事業者の責任となります。

質問No.	資料名	頁	行	項目	質問	回答
57	実施方針	5	10	第1-1-(7)-イ	養護的処遇を要するとは具体的にはどのようなものですか。具体的な内容を確認できるガイドラン等の資料提示をお願いします。	運営業務要求水準書を参照願います。
58	実施方針	5	10	第1-1-(7)-イ	収容対象には高齢の受刑者も含まれるということですが、要介護度にて分類した場合、どれぐらいのレベルの受刑者が対象なのか、お示し願います。	本施設の収容対象となるのは、年齢がおおむね60歳以上で老衰現象が認められる者及び身体虚弱のため養護的処遇が必要と認められる者ですが、医療を主として行う施設に収容する必要がなく、適当な作業種目の選定又は目標の軽減により、健常者に準じた処遇が可能なる者を想定しています。介護保険法の分類では、おおむね「要支援」あるいは「要介護1」に該当する者を想定しています。
59	実施方針	5	10	第1-1-(7)-イ	収容対象には身体障害者の受刑者も含まれるということですが、障害の程度を等級にて分類した場合、それぞれどれぐらいのレベルの受刑者が対象なのか、お示し願います。	本施設の収容対象となるのは、身体障害のため処遇が必要と認められる者ですが、医療を主として行う施設に収容する必要がなく、適当な作業種目の選定又は目標の軽減により、健常者に準じた処遇が可能なる者を想定しています。介護保険法の分類では、おおむね「要支援」あるいは「要介護1」に該当する者を想定しています。
60	実施方針	5	10	第1-1-(7)-ウ	収容対象には精神疾患・知的障害者の受刑者も含まれるということですが、障害の程度を等級にて分類した場合、それぞれどれぐらいのレベルの受刑者が対象なのか、お示し願います。	知的障害のある受刑者については、おおむね軽度知的障害を想定しており、健常者との集団処遇においては不応を来しやすいのですが、同様の成員集団の中で障害に配慮した処遇を行うことにより、一定の処遇効果を期待することができる者であり、精神疾患がある者については、医療を主として行う施設に収容する必要がなく、通院による薬物治療や精神療法により、一定の治療効果を期待することができる者を想定しています。
61	実施方針	5	20	第1-1(9)事業スケジュール	受刑者は段階的に収容することを予定しているとのことですが、2000人に到るまでの計画をお教えください。	平成20年7月までに500名、10月までに1,000名、平成21年1月までに1,500名、4月までに2,000名を収容する予定です。
62	実施方針	5	20	第1-1-(9)	段階的な収容について、国が想定する収容時期と収容者数をご教示下さい。	平成20年7月までに500名、10月までに1,000名、平成21年1月までに1,500名、4月までに2,000名を収容する予定です。
63	実施方針	5	24	第1-1(10)事業者の収入	施設の設計、建設業務にかかる費用と施設の維持管理、運営に係る費用は国からの事業者への支払について、一体として支払われるのでしょうか、別々として扱い支払われるのでしょうか。	国から事業者へのサービス対価の支払いについては、PFI事業費として一体として行うことを想定しています。
64	実施方針	5	25	第1-1(10)事業者の収入	施設の設計、建設業務に係る費用について、「維持管理・運営期間にわたり平準化して支払う」とありますが、必要となる金利についても国から支払われるものと理解してよろしいでしょうか。また、金利の見直しの有無につきご教授いただきたくお願い致します。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、事業期間中1回程度の見直しを行うことを現段階においては想定しています。
65	実施方針	5	28	第1-1(10)事業者の収入	維持管理、運営に係る費用は、物価変動等を勘案して定める額を事業者に支払うとありますが、物価変動及びモニタリングによる減額といった変動要因を除いて、例えば大規模修繕費については当該修繕を実施した時期に、当該金額の支払を行う等、完全なる平準化ではない支払方法をとることも検討されておりますでしょうか。	PFI事業費については、物価変動やモニタリングの結果による減額により変動する場合を除き、事業契約に基づきあらかじめ定める額を維持管理・運営期間にわたり平準化して支払うことを原則としております。
66	実施方針	5	31	(10)事業者の収入	購買業務、職員食堂運営業務により得られる収入について具体的に教えて下さい。 ・数量、販売価格、利益率等	事業者の御提案によりますので、事業者において想定願います。なお、本施設における想定職員数に関するデータについて、入札公告時までに示す予定ですので、参考としてください。

質問No.	資料名	頁	行	項目	質問	回答
67	実施方針	5	31	第1-1-(10)	事業者は、刑務作業の実施により得られる収入を自らの収入とすることは可能かどうか、ご教示下さい。	事業者の業務は、作業を提供する企業や団体を確保することであり、国は当該サービス提供の対価としてPFI事業費を事業者に支払います。
68	島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業実施方針	6	2	-12	施設からの雑排水の処理基準は、下水道法・水質汚濁防止法に準拠すると思われませんが、処理水は河川上流で放流する以上、江の川水系の環境保全や下流域で利水・取水を行う住民の健康・感情に特別の配慮をする必要が生じることと存じます。地元関連自治体と協議して上乗せ基準を設定することを、検討する用意がありますか？	予定していません。
69	島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業実施方針	6	2	-12	PFI事業に雑排水処理業務を含めた場合、PFI事業法人が当初の20年、その後、半永久的に法務省が、流域汚染に関わる潜在的損害補償を前提とすることになりますが、この補償リスクの事前検討は実施されておられることと存じます。その検討内容をご開示願います。	リスク分担表を参照願います。
70	島根あさひ社会復帰センター整備・運営事業実施方針	6	24	第1-2-(12)	本施設から排出される尿尿雑排水の排水基準は、水質汚濁防止法、島根県条例に準拠すると思われませんが、地域住民の健康の保護、江の川水系の生活環境の保全さらには矯正施設であることから生まれる地域住民の感情に特別な配慮をすることが必要と思われる。そこで地元自治体と協議して現行の法令・条例より厳しい上乗せ基準の設定が必要と考えます。このことについてのお考えをお聞かせ願います。	予定していません。
71	実施方針	10	19	第1-2-(9)	入札説明書等の内容及び用語に関して、別段の明示的な解説等がないものについては、美祢社会復帰促進センター整備・運営事業における各種質問回答を準用して理解して差し支えないでしょうか。	本事業と美祢社会復帰促進センター整備・運営事業に一定の共通的な事項はありますが、業務内容その他本事業に関する公表資料について不明な点がある場合には、別途質問願います。国は、事業者による本事業に関する公表資料の解釈等に当たり、他事業の資料を準用することについて責任は負いません。
72	実施方針	11	21	第2-4-(1)	物品・サービス調達事業の実績がある企業について、第1-1(6)に示されている業務範囲のうち、どの部分を受託することを想定されているのでしょうか。	たとえば、収容関連サービス業務を想定していますが、このほか、本事業は、業務分野が非常に幅広いことから、担当領域が不明確な場合にも迅速に対応するなど、事業期間にわたり安定的かつ円滑に運営が行うことができるよう、必要なサポートを行うことを期待しています。
73	実施方針	11	25	第2-4-(1)-ア	「建設業務及び警備業務を実施する企業に加えて、情報システム関連事業及び物品・サービス調達事業の実績がある企業を含むこととする。」について実績の基準はあるのでしょうか。また実績があれば一企業が複数の業務・事業を兼務することは可能ですか。	前段については、入札公告時までに示します。後段については、御理解のとおりです。
74	実施方針	11	26	第1-4-(1)	応募グループの構成員として、物品・サービス調達事業の実績企業を義務付けられています。説明会の答弁にて、商社をイメージした回答がありましたが、たとえば給食の事業者などはこれに該当すると思われませんが、商社以外の企業イメージをお聞かせください。	いわゆる総合商社を想定しています。
75	実施方針	11	26	(1) 応募者の構成	「情報システム関連事業」および「物品・サービス調達事業」の業種について具体的に教えて下さい。	それぞれの事業に実績のある企業を想定しています。
76	実施方針	11	26	第2-4-(1)-ア	「情報システム関連事業及び物品・サービス調達事業の実績がある企業を含むこと」とあります。実績の有無が要件であり、担当業務との一致が必ずしも要件でないようにも読めますが、そのような理解で宜しいでしょうか。	それぞれの事業に実績のある企業がその実績を最大限活用できる業務を担当することが要件となります。
77	実施方針	11	26	第2-4-(1)-ア	「情報システム関連事業及び物品・サービス調達事業の実績がある企業を含むこと」という要件があります。これら両事業の実績を構成員のうちの一企業が有している場合、当該企業のみで充足できる、と理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
78	実施方針	11	26	第2-4-(1)-ア	物品・サービス調達事業の実績がある企業、とありますが、「物品・サービス調達」の定義、およびその実績の程度、範囲をご教示ください。	物品・サービス調達事業に実績のある企業については、具体的にはいわゆる総合商社としての機能を有する企業を想定しています。実績の程度等については、入札公告時までに示します。

質問No.	資料名	頁	行	項目	質問	回答
79	実施方針	11	26	第2-4-(1)-ア	物品・サービス調達事業の実績がある企業、とありますが、当該「物品・サービス調達企業」に対し国が想定する業務は具体的にどのような内容かをご教示下さい。	たとえば、収容関連サービス業務を想定していますが、このほか、本事業は、業務分野が非常に幅広いことから、担当領域が不明確な場合にも迅速に対応するなど、事業期間にわたり安定的かつ円滑に運営が行うことができるよう、必要なサポートを行うことを期待しています。
80	実施方針	12	5	4 応募者等の要件(1) オ	「SPCから直接業務を受託し、請負うことを予定している者(以下「協力会社」という)を明らかにする」となっておりますが、本事業については、地域との共生による運営を目指すこととしているため、応募段階から地域企業を協力会社等として明らかにする必要があるのでしょうか。或いは、地域企業はSPCから直接業務を受託しないで、構成会社又は協力会社からの再委託を前提として、応募段階で明らかにしなくても良いのでしょうか。	構成員又は協力企業として参画する企業については、競争参加資格を確認する必要がありますので、企業名を明らかにしていただく必要があります。
81	実施方針	12	9	第2-4(1) 応募者の構成等	「矯正施設の整備及び運営に携わる者としてふさわしくない者」とは具体的にどのような者を想定しておりますでしょうか。	暴力団関係者など、本事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある者のことです。
82	実施方針	12	9	4 応募者等の要件(1) キ	「矯正施設の整備及び運営に携わる者としてふさわしくない者は・・・」とありますが、ふさわしくない者とは具体的には次項(2) 応募者の要件を満たさない者との理解で宜しいでしょうか。	暴力団関係者など、本事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある者を含みます。
83	実施方針	12	11	第2-4-(1)-ク	「構成員及び協力会社の変更は認めない。ただし、構成員又は協力会社の倒産等やむを得ない事情が生じた場合は、国がその事情を検討のうえ、可否の決定をするものとする。」について参加表明書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札までの期間に、構成員及び協力会社が法務省から指名停止措置を受けた場合は構成員及び協力会社の変更は認めただけでよろしいでしょうか。	実施方針P12(1)クによるほか、原則として認められません。
84	実施方針	12	11	第2-4-(1)-ク	「構成員及び協力会社の変更は認めない。」とありますが、資格審査後協力会社として登録した企業を構成員として変更することも認められないのでしょうか。	協力会社として登録した企業を構成企業として変更することは可能です。
85	実施方針	13	8	第2-4-(2)-ウ	「各工事において客観的事項(共通事項)について算定した点数(総合評価値)が次の点以上であること。建築一式工事1,300点以上電気工事1,100点以上管工事1,100点以上」について1社ですべての工事の点数以上を取得していないと参加できないとの認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
86	実施方針	13	15	第2-4-(2)-ウ	「各工事を複数の企業が共同して実施することは差し支えない。」について複数の企業が工区分けをして実施する場合も大丈夫でしょうか。	資格要件を満たす複数の企業が工区分けをして実施することは差し支えありません。
87	実施計画方針	13	16	第1-4-(2)-ウ(ウ)	「共同して工事を実施するすべての建設企業が上記要件を満たすものとする。」とありますが、建築一式工事のみを担当する企業が、(建築一式工事・電気工事・管工事)の全体での共同企業体としての参加でなく、建築一式工事のみを担当する共同企業体として参加する前提で、建築一式工事1300点以上、電気工事と管工事は1100点未満の企業が参加資格があると考えるとよいでしょうか。言い換えれば、弊社は電気工事、管工事とも1100点未満ですが建築一式工事は1300点以上の建設会社ですが、今回の入札に参加出来ますでしょうかお教え下さい。	建設業務に携わる構成員及び協力会社は、1社で実施方針P13(2)ウ(イ)の要件をすべて満たす必要があります。
88	実施方針	13	17	第2-4(2)ウ(ウ)	SPCからの工事発注形態は以下、のいずれの形式でも問題無いとの理解でよろしいでしょうか。各工種毎の分離発注、各工種の担当企業が構成する共同体(異工種JV)への一括発注。	御理解のとおりです。
89	島根あさひ社会復帰センター整備・運営事業実施方針	15	1	第3-1-(1)	PF事業に尿尿雑排水処理施設業務を含めた場合、本処理施設を原因とする流域汚染等の損害賠償についてはPF事業法人が当初の2年間を補償し、その後は法務省が半永久的に潜在的損害補償を前提とすることになります。この補償リスクの事前検討は実施されておられると存じますが、その検討内容をご開示願います。	リスク分担表を参照願います。
90	実施方針	15	7	第3-1(2) 予想されるリスクと責任分担	「国と事業者の責任分担は、原則として『リスク分担表』による」とありますが、「リスク分担表」が見受けられません。「リスク分担表」の公表はいつ頃を予定されておりますでしょうか。また、「リスク分担表」に関する質問等は別途受け付けていただけるものと理解してよろしいでしょうか。	<公表済み>
91	実施方針	16	10	第4-2	敷地の全体図や、区画、地盤調査の資料はいつ公表されますか？ また敷地内に山や谷が一部含まれているように考えるのですが、SPCで管理しなければいけない範囲をお教えください。	<公表済み>
92	実施方針	16	10	第4-2	既存敷地の区画変更など開発行為にかかる可能性がありますが、美称同様に開発行為はかからないと考えてよいでしょうか？	御理解のとおりです。
93	実施方針	16	20	第4-3 土地の取得等に関する事項	国が事業契約締結までに取得するとされる建設用地についての瑕疵のリスクについては、国が負担するものと理解してよろしいでしょうか。	リスク分担表を参照願います。

質問 No.	資料名	頁	行	項目	質問	回答
94	実施方針	全般			美称社会復帰促進センター（仮称）整備・運営事業では、「PFI手法による新設刑務所の整備・運営事業基本構想」が示されておりますが、本事業において同様の「基本構想」が示される予定はあるかどうか、ご教示下さい。示される予定が無い場合、美称の基本構想は参考とすべきかどうか、ご教示下さい。	本事業の基本構想については、別にお示ししている内容を除き美称の基本構想に準ずるものと御理解ください。
95	運営業務要求水準書（案）	2	17	第2-2	実施方針では人工透析・身体障害等の人数を「人程度」としてありますが、要求水準では「程度」が取れています。要求水準の記述が正しいと考えてよろしいですか。	御理解のとおりです。
96	要求水準書	2	17	第2編-第2-(4)	(4) 集団生活に順応できず閉鎖的な処遇が必要な者とは、具体的にどのような人をさすのでしょうか。ご教示ください。	対人トラブルを引き起こす可能性が高く、集団で作業を行わせたり、生活させたりすることが適当ではない者を想定しています。
97	運営業務要求水準書（案）	2	17	第2編-第2	「特化ユニット」の人数については、最大人数（一時的にもこの人数を超えることはない）と理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
98	運営業務要求水準書（案）	2	17	第2編-第2	「特化ユニットそれぞれの特性に応じた処遇を行う」とありますが、それぞれの特化ユニットに属するものについては、他のユニットの属性は持っていない（例えば、「(2) 身体障害を有する者で、擁護的処遇を要する者」であり、かつ「(3) 精神・知的障害を有する者で、社会適応のための訓練を有する者」といった複数ユニットに該当する者はいない）との理解で宜しいでしょうか。	運営業務要求水準書P2第2(1)から(4)の複数の要件に該当する者を収容することは想定され得ます。この場合には、当該受刑者にとって一番必要とされる処遇を行う特化ユニットに編入することとなります。
99	運営業務要求水準書（案）	2	17	第2編-第2	収容対象者について、介護を要する者のレベルと必要とされる介護の内容について示して頂きたい。	介護を要する受刑者とは、第2(2)及び(3)に該当する者を想定していますが、(2)については、年齢がおおむね60歳以上で老衰現象が認められる者及び身体虚弱のため養護的処遇が必要と認められる者あるいは身体障害のため特別な処遇が必要と認められる者ですが、医療を主として行う施設に収容する必要がなく、適当な作業種目の選定又は目標の軽減により、健常者に準じた処遇が可能な者を想定しています。(3)については、知的障害のある受刑者については、おおむね軽度知的障害を想定しており、健常者との集団処遇においては不適応を来しやすいのですが、同様の成員集団の中で障害に配慮した処遇を行うことにより、一定の処遇効果を期待することができる者であり、精神疾患がある者については、医療を主として行う施設に収容する必要がなく、通院による薬物治療や精神療法により、一定の治療効果を期待することができる者を想定しています。介護の内容については、運営業務要求水準書を参照願います。
100	整備・運営事業運営業務要求水準書（案）	2	18	第2編 概要-第1 収容対象	特化ユニットの想定数をご教授願います。	施設整備・維持管理業務要求水準書を参照願います。
101	整備・運営事業運営業務要求水準書（案）	2	18	第2編 概要-第1 収容対象	(1)～(4)にて記載されている特化ユニット対象者の人数は、受入人数の上限と考えて良いでしょうか。	御理解のとおりです。
102	運営業務要求水準書（案）	2	18	第2-2	収容対象となる者には犯罪傾向が進んでいない長期の男子受刑者を含むのでしょうか。	執行刑期8年以上の受刑者を収容することは想定していません。
103	運営業務要求水準書（案）	2	18	第2編 第2	男子受刑者2,000名の主たる想定罪名をお示しください。また、組織犯罪関係者は、含まれているのか、お示しください。	収容対象から除外される罪名は特にありませんが、暴力団員等の反社会性集団に所属している者や、入所1年以内に薬物依存、アルコール等の中毒症が認められる者を収容することは想定していません。
104	運営業務要求水準書（案）	2	21	第2編 第2(2)	身体障害を有する者で、養護的処遇を要する者100名とありますが、日常生活の世話をするのは、健全な受刑者でしょうか、あるいは民間のヘルパーでしょうか	受刑者の介助は事業者の業務です。なお、日常生活において、常に介助を必要とする受刑者を収容することは想定していません。

質問 No.	資料名	頁	行	項目	質問	回答
105	運営業務要求水準書 (案)	2	22	第2-2-(3)	社会的適応のための訓練を要するとは具体的にどのようなものですか。	運営業務要求水準書を参照願います。
106	運営業務要求水準書 (案)	2	22	第2編 第2(3)	精神・知的障害を有する者で、社会適応のための訓練を要する者90名とありますが、日常生活の世話をするのは、健全な受刑者でしょうか、あるいは民間のヘルパーでしょうか	受刑者の介助は事業者の業務です。なお、日常生活において、常に介助を必要とする受刑者を収容することは想定していません。
107	運営業務要求水準書 (案)	2	22	第2編 第2(3)	精神・知的障害を有する者で、社会適応のための訓練を要する者、とありますが、社会適応のための訓練は国が実施するものと理解してよろしいでしょうか。	運営業務要求水準書を参照願います。
108	運営業務要求水準書 (案)	2	23	第2-2-(4)	集団生活に順応できず閉鎖的な処遇が必要な者とは精神、身体疾患者以外には具体的にどのような受刑者でしょうか。	対人トラブルを引き起こす可能性が高く、集団で作業を行わせたり、生活させたりすることが適当ではない者を想定しています。
109	運営業務要求水準書 (案)	2	23	第2編 第2(4)	集団生活に順応できず閉鎖的な処遇が必要な者、とは具体的にどのような者となりますでしょうか。	対人トラブルを引き起こす可能性が高く、集団で作業を行わせたり、生活させたりすることが適当ではない者を想定しています。
110	運営業務要求水準書 (案)	2	25	第2-2	特化ユニットには4種があって、それぞれの定員が30,100,90,30でよろしいですか。	御理解のとおりです。1ユニットごとの定員について、身体障害を有する者で、養護的処遇を要する者については50人、精神・知的障害を有する者で、社会適応のための訓練を要する者及び人工透析を受ける必要がある者については、それぞれ30人を想定しています。
111	運営業務要求水準書 (案)	2	26	第3	本事業における収容対象受刑者を鑑みると、高齢受刑者等施設内で亡くなる受刑者の割合が高くなると予想されますが、その場合の対応は国側に行うという理解で宜しいでしょうか。	受刑者が死亡した場合については、関係機関への連絡調整や名籍事務支援のほか、葬儀、埋葬(遺族が引き取りを拒否した場合)についても、事業者において実施していただくこととなります。
112	運営業務要求水準書 (案)	2	27	第2-3-1	業務領域が不明確な業務とありますが不明確な業務とはどのようなことでしょうか。	本事業については、業務分野が非常に幅広く、業務と業務の狭間にあって担当者が明確でなくなるおそれのある業務の「すきま」が発生する可能性があると考えます。
113	運営業務要求水準書 (案)	2	32	第2編 第3 2業務責任者	総括業務責任者及び各業務の業務責任者と事業者との契約形態は事業者の提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
114	要求水準書	3	10	第2編-第3-4	有資格者にあつては、当該資格を証明する書類の写しを添付とありますが、臨床心理士、作業療法士、理学療法士は含まれないという認識でよろしいでしょうか。	教育、医療業務に携わる従事者についても、当該資格を証明する書類を添付する必要があります。
115	運営業務要求水準書 (案)	3	16	第2編-第3-5	業務の区分により必要な資格が記載されていますが、警備業務のうち、信書検査支援、保安検査、保安事務支援の業務については、特に必要な資格はないとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
116	運営業務要求水準書 (案)	3	30	第3-5	宿日直は総務業務で示されていますが、警備資格が必要とされる理由をお示しください。	緊急時に警備業務を担当する場合も想定されることから、宿日直については、警備資格を求めるものです。
117	運営業務要求水準書 (案)	4	27	第5-3	運営開始予定日までに実施する国の研修は何時頃から何時まで何回程度実施する予定ですか。	運営開始時に円滑かつ適正な業務を実施することができるために必要な時間、回数実施します。
118	運営業務要求水準書 (案)	7	19	第3編-第1-2-(1)	写真撮影業務について、写真撮影は国の職員が立会いの元、行われるのでしょうか。	国の職員は、不測の事態が発生した場合においても速やかに対応できる場所に配置することを想定しています。
119	運営業務要求水準書 (案)	7	21	第1-2-(1)-ア	顔写真の撮影はデジタルカメラによる撮影でもよろしいでしょうか。	差し支えありません。

質問No.	資料名	頁	行	項目	質問	回答
120	運営業務要求水準書(案)	9	32	第1-5-(1)-イ	「受刑者本人の確認を取り」とありますが、(倉庫の出納管理)及び(差入れ)に際しても事業者自ら受刑者本人に直接確認を取る必要があるのでしょうか。[第2-4その他収容関連サービス購買]に示されているとおり、事業者の義務は「国の職員に引き渡す」ことで、本人の確認は国の職員により実施され、その記録を事業者が管理ソフトに入力するという理解でよろしいでしょうか。	受刑者本人の確認については、倉庫の出納確認及び差入れに際しても事業者自ら受刑者本人に直接確認する必要があります。
121	運営業務要求水準書(案)	10	6	第3編-第1-5-(1)	持込制限物品とはどのような物がお教え下さい。また、持込制限物品に該当するか否かの最終判断は国の職員が行うとの理解で宜しいでしょうか。	持込制限物品とは、例えばたばこやアルコール類を指します。具体的な品目等については、事業者にあらかじめ提示します。
122	運営業務要求水準書(案)	11	20	第3編-第1-6-(1)	「システム陳腐化を回避するための措置を講じる」とありますが、「陳腐化」の定義について詳しくお教えください。問題なく使用できる状態においても、「陳腐化」に該当するケースはあるとお考えでしょうか。	技術の進歩その他の理由により、システムが現実には旧式化し、その時点における当該システムと同等あるいは類似のシステムに一般的に求められる機能を提供することができなくなることで、また、当該システムの使用により、著しいコスト高や業務遂行能力の低下等を引き起こすこと等のため、その更新又は廃棄が必要とされる状況になったことをいいます。したがって、問題なく使用できる状態であっても、「陳腐化」に該当する場合があります。
123	運営業務要求水準書(案)	11	30	第3編-第1-6-(2)	「システム陳腐化を回避するための措置を講じる」とありますが、「陳腐化」の定義について詳しくお教えください。問題なく使用できる状態においても、「陳腐化」に該当するケースはあるとお考えでしょうか。	技術の進歩その他の理由により、システムが現実には旧式化し、その時点における当該システムと同等あるいは類似のシステムに一般的に求められる機能を提供することができなくなることで、また、当該システムの使用により、著しいコスト高や業務遂行能力の低下等を引き起こすこと等のため、その更新又は廃棄が必要とされる状況になったことをいいます。したがって、問題なく使用できる状態であっても、「陳腐化」に該当する場合があります。
124	運営業務要求水準書(案)	12	4	第3編-第1-6-(3)-イ	「24時間サポート可能な体制とする(少なくとも午前8時30分から午後5時までは施設内にシステム専門家1名以上配置する。)」と記述がありますが、「システム専門家」の資格、経験等の基準はあるのでしょうか。また(3)と(4)を兼務して1名以上として理解してよいのでしょうか。	事業者が提案したシステムに故障等の障害が発生した場合に迅速に対応できるだけの専門知識と能力を有する者を想定しています。なお、(3)と(4)を兼務として1名以上とすることは可能です。
125	運営業務要求水準書(案)	12	4	第3編-第1-6-(3)-イ	システム専門家の配置は、「平日」午前8時30分から午後5時までという認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
126	運営業務要求水準書(案)	12	4	第3編-第1-6-(3)-イ	24時間サポートで具備すべきサービスレベルを具体的にお示し願います。	事業者が提案したシステムに故障等の障害が発生した場合に迅速に対応できることを想定しています。
127	運営業務要求水準書(案)	12	5	第1-6-(3)-イ	午前8時30分から午後5時までは施設内にシステム専門家1名以上を配置する、とありますが、システム専門家とはどのような対応が可能な者を配置することを想定しているかご教授ください。	事業者が提案したシステムに故障等の障害が発生した場合に迅速に対応できることが可能な者を配置することを想定しています。
128	運営業務要求水準書(案)	12	8	第3編-第1-6-(3)	「システム陳腐化を回避するための措置を講じる」とありますが、「陳腐化」の定義について詳しくお教えください。問題なく使用できる状態においても、「陳腐化」に該当するケースはあるとお考えでしょうか。	技術の進歩その他の理由により、システムが現実には旧式化し、その時点における当該システムと同等あるいは類似のシステムに一般的に求められる機能を提供することができなくなることで、また、当該システムの使用により、著しいコスト高や業務遂行能力の低下等を引き起こすこと等のため、その更新又は廃棄が必要とされる状況になったことをいいます。したがって、問題なく使用できる状態であっても、「陳腐化」に該当する場合があります。

質問No.	資料名	頁	行	項目	質問	回答
129	運営業務要求水準書(案)	12	34	第3編-第1-6-(4)	「システム陳腐化を回避するための措置を講じる」とありますが、「陳腐化」の定義について詳しくお教えてください。問題なく使用できる状態においても、「陳腐化」に該当するケースはあるとお考えでしょうか。	技術の進歩その他の理由により、システムが現実に旧式化し、その時点における当該システムと同等あるいは類似のシステムに一般的に求められる機能を提供することができなくなること、また、当該システムの使用により、著しいコスト高や業務遂行能力の低下等を引き起こすこと等のため、その更新又は廃棄が必要とされる状況になったことをいいます。したがって、問題なく使用できる状態であっても、「陳腐化」に該当する場合があります。
130	運営業務要求水準書(案)	13	7	第3編-第1-6-(4)	「保安区域内のすべての扉を遠隔制御で一斉施開錠できること。」とありますが、「すべての扉」とは過剰と思われます。受刑者が立ち入ることのできる範囲の主要な扉と考えてよろしいでしょうか。例えば、便所や更衣室など、内部の重要性の低い扉は不要ではないでしょうか。	御理解のとおりです。
131	運営業務要求水準書(案)	13	7	第3編-第1-6-(4)-イ	「保安区域内のすべての扉を遠隔制御で一斉施開錠できること」とありますが、本内容は第3編-第3(警備業務)の業務範囲と考えますが、この意向で構いませんかでしょうか。	システムの構築、保守管理は総務業務に含めることとしております。
132	運営業務要求水準書(案)	13	27	第3編-第1-6-(4)	「受刑者が容易に取り外せない構造」とありますが、どの程度の力ではずせないという意味でしょうか？	一般の成人男性の力では容易に外せない構造であることを想定しています。
133	運営業務要求水準書(案)	13	30	第1-6-(4)-イ	施設外において刑務作業又は職業訓練中の受刑者を監視する職員が閲覧できること、とありますが、施設外に位置情報把握システムのモニター等を設置することを想定しているのでしょうか。また、施設外とはどのような場所を想定していますでしょうか。	施設外における受刑者の位置情報の把握については、例えば、携帯可能なノートパソコンの画面上で閲覧することなどを想定しています。また、施設外とは農場等を想定しています。
134	運営業務要求水準書(案)	14	8	第3編-第1-6-(5)	「システム陳腐化を回避するための措置を講じる」とありますが、「陳腐化」の定義について詳しくお教えてください。問題なく使用できる状態においても、「陳腐化」に該当するケースはあるとお考えでしょうか。	技術の進歩その他の理由により、システムが現実に旧式化し、その時点における当該システムと同等あるいは類似のシステムに一般的に求められる機能を提供することができなくなること、また、当該システムの使用により、著しいコスト高や業務遂行能力の低下等を引き起こすこと等のため、その更新又は廃棄が必要とされる状況になったことをいいます。したがって、問題なく使用できる状態であっても、「陳腐化」に該当する場合があります。
135	運営業務要求水準書(案)	14	26	第3編-第1-7	運転業務について、想定される運転区間、頻度をお教えてください。	病院(国立病院機構浜田医療センター、済生会江津総合病院等)、浜田駅、広島駅、広島空港等への護送等を想定しています。頻度については、同規模施設各種データ一覧を参考に事業者において想定願います。
136	運営業務要求水準書(案)	14	26	第3編-第1-7	運転業務の業務範囲の中には、国及びSPC職員の通勤用車両(バス)の運転は含まれていないとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
137	運営業務要求水準書(案)	14	28	第3編-第1-7-ア	「公用車や護送車両を運転する」とありますが、高速道路で分割されている敷地の間を通過する道路は専用で確保されると考えてよろしいでしょうか？	維持管理・施設整備要求水準書を参照願います。
138	運営業務要求水準書(案)	14	29	第1、7、運転業務	本施設で使用する自動車の台数は、事業者側で手配するということでしょうか。また、それに関連する運営費、例えばガソリン代または高速道路使用料金等も整備及び維持管理の項目に含まれるのでしょうか。	すべて事業者の業務となります。
139	運営業務要求水準書(案)	15	3	第3編-第1-8	国の職員が意図的もしくは不注意で備品を破損した場合、本人若しくは国に対して損害の賠償を請求できるでしょうか。又、受刑者が意図的もしくは不注意で備品を破損した場合は、如何でしょうか。	前段については御理解のとおりです。後段についてはリスク分担表を参照願います。
140	運営業務要求水準書(案)	15	10	第1-(8)-イ	受刑者が私物を各自保管できる鍵付ロッカー(ただし、必要に応じて国職員又は従事者が施開錠できる構造とすること)を整備することとありますが、国職員や従事者が合鍵を保管・所持することでも構わないのでしょうか。	御理解のとおりです。

質問No.	資料名	頁	行	項目	質問	回答
141	整備・運営事業運営業務要求水準書(案)	16	14	第2 収容関連サービス業務-1 給食業務-(1)献立の作成・確認-イ	常時個々の受刑者に応じた食事提供が求められていますか、治療食についてどの程度の種類まで想定されていますか。	人工透析患者、高齢者に対応した食事のほか、受刑者の健康状態に応じた食事を用意していただくこととなります。具体的なメニュー等は、事業者の御提案によりますので、事業者において想定願います。
142	整備・運営事業運営業務要求水準書(案)	16	14	第2 収容関連サービス業務-1 給食業務-(1)献立の作成・確認-イ	今回入所が想定されている受刑者の食事せん事例があれば紹介して頂きたいのですが。	人工透析患者、高齢者に対応した食事のほか、受刑者の健康状態に応じた食事を用意していただくこととなります。具体的なメニュー等は、事業者の御提案によりますので、事業者において想定願います。
143	整備・運営事業運営業務要求水準書(案)	16	14	第2 収容関連サービス業務-1 給食業務-(1)献立の作成・確認-イ	個々の受刑者に応じた食事提供として、アレルギー対応も含まれるのでしょうか。	御理解のとおりです。
144	整備・運営事業運営業務要求水準書(案)	16	14	第2 収容関連サービス業務-1 給食業務-(1)献立の作成・確認-イ	アレルギー対応が含まれている場合、現状の事例をご教示願います。	受刑者の健康状態に応じた食事を用意していただくこととなります。具体的なメニュー等は、事業者の御提案によりますので、事業者において想定願います。
145	運営業務要求水準書(案)	16	24	第2-1-(2)-イ	外部機関による衛生管理体制とは具体的にどのような体制を想定されているのでしょうか。	例えば外部の衛生検査機関による定期的な衛生検査等を行うような体制を想定しています。
146	運営業務要求水準書(案)	16	27	第2-(2)-イ	『(内部の配膳は、受刑者が実施する。)]』に関して、内部と外部を区別する明確な位置づけはありのでしょうか。	職業訓練棟あるいは収容棟の配膳スペースまでの配膳は事業者において実施し、配膳スペースから各受刑者への配膳は受刑者自身が行うことを想定しています。
147	運営業務要求水準書(案)	16	27	第2-(2)-イ	人工透析を必要とする受刑者を含む4つの特定ユニットへの内部配膳は、刑務官と民間のどちらの範疇となるのでしょうか。	内部配膳は受刑者が行うことを想定しています。
148	運営業務要求水準書(案)	16	27	第2-1-(2)-イ	身体障害を有する受刑者に配慮した食器を備える、とありますが、どのような身体障害を有する受刑者が入所すると想定されますでしょうか。	身体障害に配慮した処遇が必要と認められますが、医療を主として行う施設に収容する必要がなく、適当な作業種目の選定又は目標の軽減により、健常者に準じた処遇が可能な者を想定しています。
149	運営業務要求水準書(案)	16	28	第2-2-1-(2)	水準に示される食事の配膳やお茶の提供は、構外作業を行う受刑者に対しても同様に求められるものでしょうか。	御理解のとおりです。
150	運営業務要求水準書(案)	16	28	第3編-第2-1-(2)	「適温で配膳する」とありますが、お弁当方式とし、喫食する部屋に電子レンジを置いておき、受刑者に必要に応じて温めてもらう方式でも宜しいでしょうか。	適温での配膳は、事業者において行う業務です。
151	運営業務要求水準書(案)	16	28	第3編-第2-1-(2)	「適温で配膳する」とありますが、汁物については寸胴で喫食する部屋に搬入し、受刑者自身で取り分けて頂く方式でも宜しいでしょうか。	食事について、受刑者自身で取り分けることは想定していません。
152	運営業務要求水準書(案)	16	30	第2-1-(2)-イ	身体障害者に配慮した食器とありますが、障害レベルを教示ください。	身体障害に配慮した処遇が必要と認められますが、医療を主として行う施設に収容する必要がなく、適当な作業種目の選定又は目標の軽減により、健常者に準じた処遇が可能な者を想定しています。
153	整備・運営事業運営業務要求水準書(案)	16	32	第2 収容関連サービス業務-1 給食業務-(2)食事・飲料の給与-イ	配膳開始から完了までを30分としています。食事開始時間をグループで時間差をつけ、各グループに対しての配膳開始から完了までを30分とすることは可能でしょうか。	配膳開始から30分以内にすべてのユニットの配膳を完了することが要求水準です。

質問No.	資料名	頁	行	項目	質問	回答
154	整備・運営事業運営業務要求水準書(案)	16	33	第2 収容関連サービス業務-1 給食業務-(2)食事・飲料の給与-イ	配膳、下膳に際して、従事者が受刑者と接触することがないようにとされていますが、これは従事者が受刑者の誰一人とも接触してはいけないと理解することでしょうか。	御理解のとおりです。
155	整備・運営事業運営業務要求水準書(案)	18	10	第2 収容関連サービス業務-2 衣類・寝具の提供業務-(1)衣類・寝具の提供-イ	下着類とありますが、下着類の種類を教えてください。	事業者の御提案によりますので、各事業者において想定願います。
156	運営業務要求水準書(案)	18	25	第2-2-3-ア	構外作業を行う受刑者の為の宿泊施設の日常清掃は、収容棟と同様に受刑者にて実施すると考えてよろしいですか。	御理解のとおりです。
157	運営業務要求水準書(案)	18	27	第2-3-ア	センターから発生する産業廃棄物のうち、感染性廃棄物の排出見込みをお示し願います。	本施設内に診療所を設ける予定ですので、感染性廃棄物の排出の可能性は考えられません。
158	運営業務要求水準書(案)	19	34	第2-4-(1)-イ	身体・知的障害者に配慮とありますが、障害レベルを教示ください。	身体障害のある受刑者については、介護保険法の分類でおおむね「要支援」あるいは「要介護1」に該当する者を想定しており、身体障害に配慮した処遇が必要と認められますが、医療を主として行う施設に収容する必要がなく、適当な作業種目の選定又は目標の軽減により、健常者に準じた処遇が可能な者を想定しています。知的障害のある受刑者については、おおむね軽度知的障害を想定しており、健常者との集団処遇においては不応を来しやすいのですが、同様の成員集団の中で障害に配慮した処遇を行うことにより、一定の処遇効果を期待することができる者を想定しています。
159	運営業務要求水準書(案)	21	13	第3、1、(1)イ庁舎警備	保安事故などが発生し、職員の応援が必要な場合、迅速に「非番の職員が対応できる体制」とするとありますが、「非番の職員」とは、SPC職員の警備員でしょうか。美祿に比べ、警備員の数が大幅に増加し、高度な対応が必要と予想されますが、予算措置面はいかが	「非番の職員」とは、SPC職員の警備員です。
160	運営業務要求水準書(案)	22	18	第3編-第3-1-(2)	「施設(施設外の宿泊施設を含む)構内外の巡回警備を行う」とありますが、施設外の宿泊施設の巡回警備は、施設が使用されているとき(受刑者が宿泊しているとき)に限るとの理解で宜しいでしょうか。	施設外の宿泊施設の巡回警備については、施設が使用されているとき(受刑者が宿泊しているとき)に限定されません。
161	運営業務要求水準書(案)	22	19	第3-3-1(2)ア	施設(施設外の宿泊施設を含む)構内外の巡回警備を行うとあります。施設外の宿泊施設が相当遠距離になる場合、施設と別の警備配置が必要になりますが、この場合でも2時間に1回の巡回が必要でしょうか。	施設外の宿泊施設についても2時間に1回の巡回警備が必要となります。
162	運営業務要求水準書(案)	22	30	第3-1-1-(2)-イ	保安事故等発生時の非番職員対応が各所に明示されていますが、頻度想定が困難であり、よってコスト算定が困難であると思います。保安事故等での非番対応は、事業者の責によらない場合は増加費用(事業費外)として国から追加で支払われると理解して宜しいでしょうか?	保安事故等での非常対応は本事業の範囲内です。
163	運営業務要求水準書(案)	23	7	第3、2、(3)中央監視システム	直ちに巡回警備職員に連絡するとありますが、念のため、この職員とは事業者側の警備員でしょうか、それとも国の職員でしょうか。	事業者及び国の双方の職員に連絡する必要があります。
164	運営業務要求水準書(案)	23	15	第3編 第3 2ア	受刑者が施設外に宿泊する場合、刑務官は同行されますか。また、1人の刑務官で、何人の受刑者を監視されるのでしょうか。	刑務官が1名、同行することを想定しています。
165	運営業務要求水準書(案)	23	15	第3編-第3-2	「夜間、休日に収容棟及び施設外の宿泊施設内を巡回する。」とありますが、施設外の宿泊施設の巡回は、施設が使用されているとき(受刑者が宿泊しているとき)に限るとの理解で宜しいでしょうか。	施設外の宿泊施設の巡回警備については、施設が使用されているとき(受刑者が宿泊しているとき)に限定されません。

質問No.	資料名	頁	行	項目	質問	回答
166	運営業務要求水準書(案)	23	18	第3-2-イ	施設外の宿泊施設の夜間、休日の収容監視も含まれるとのことであるが、構外作業を行う100名と1,900名の施設内収容と理解して良いか？(構外作業100名は施設への頻繁な往復はない)	構外作業を実施する受刑者は、施設外の宿泊施設に宿泊する者を除き、施設内に収容されます。施設外の宿泊施設の想定収容定員は、運営業務要求水準書に記載のとおり30名であり、構外作業を行う受刑者すべてが宿泊施設に宿泊するわけではありません。
167	運営業務要求水準書(案)	23	20	第3編-第3-2	心情不安定な者及び健康上配慮を要する者として指定された受刑者の居室については、15分に1回以上の確認が必要となりますが、対象者は何人ぐらいと想定されますでしょうか。「特化ユニット」の全員が対象となるのでしょうか。	特化ユニットの受刑者のうち、国の職員が指定した者が対象となります。
168	運営業務要求水準書(案)	23	30	第3、3、(1)信書検査	業務従事者は、「常駐警備の実務経験1年以上」の資格は不要と解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
169	運営業務要求水準書(案)	23	30	第3、3、(1)信書検査支援	1日当りの通数は、何通ほどでしょうか。	同規模施設各種データ一覧を参考に事業者において想定願います。
170	運営業務要求水準書(案)	23	32	第3-3-(1)-ア	受刑者が発受する信書の許否の処分をするための行う検査を補助する、とありますが、内容を見ると業務の大半を民間職員で行うように見受けられますが、国の職員はどのような業務を行うのでしょうか。また、信書検査の最終的な責任は国に帰すと考えて宜しいでしょうか。	国の職員は信書の発受の許否を決定します。したがって、信書検査の最終的な責任は国が負うこととなります。
171	要求水準	24	4	第3編-第3-3-(1)-イ	「内容の検査」について規定されていますが、事業者が適切に業務を遂行したにもかかわらず、万一、受刑者から損害の賠償請求があった場合等は、国がその負担で対応されるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
172	要求水準	24	4	第3編-第3-3-(1)-イ	「内容の検査」について規定されていますが、事業者が適切に業務を遂行したにもかかわらず、万一、受刑者から苦情があった場合等は、国がその負担で対応されるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
173	要求水準	24	4	第3編-第3-3-(1)-イ	「内容の検査」について規定されていますが、この業務に起因する訴訟・事故等に関する官民間のリスク分担についてはどのようにお考えでしょうか。	訴訟リスクは国が負担することとなりますが、事業者に責めに帰すべき事由がある場合には、一定の連帯金を支払うこととなります。
174	運営業務要求水準書(案)	24	5	第3-3-(1)-イ	信書検査には、翻訳も含まれるのでしょうか。含まれる場合は対応する必要がある言語をお示し願います。	収容の対象となる受刑者は日本人若しくは日本人と同様の処遇を行うことが可能な者を想定しておりますが、翻訳が必要な信書については、その翻訳も本事業の対象となります。なお、希少言語による信書の発受は想定しておりません。
175	運営業務要求水準書(案)	24	5	第3-3-(1)-イ	信書検査のうち、「理解できない内容」には、翻訳することが困難な言語(希少な言語等)で記載されている場合も含まれるのでしょうか。	希少言語による信書の発受は想定しておりません。
176	運営業務要求水準書(案)	24	11	第3-3-3-(1)	外形の検査と内容の検査を同一の者が行わない理由をお伺いします。	個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、受刑者の氏名及び発受信の相手方と信書の内容とを同一の民間職員が知り得ないような工夫を施して実施することとしたものです。
177	運営業務要求水準書(案)	24	11	第3、3、(1)信書検査支援	外形の検査と内容の検査は、同一者が行わないとありますが、「従事者は最低2名必要」と解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
178	要求水準	24	12	第3編-第3-3-(1)-イ	「検査の結果、信書の全部又は一部が上記のいずれかに該当することが明らかとなった場合は、直ちに当該信書を国の職員に提出する。」とあります。後々の紛争を避けるため、「上記のいずれか」に該当する可能性が少しでもある場合は、国の職員に相談することや、国に判断を仰ぐことが許される、と理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
179	運営業務要求水準書(案)	24	26	第3編 第33(3)ア	受刑者が施設外で刑務作業や職業訓練を行う場合、刑務官は同行されますか。また、1人の刑務官で、何人の受刑者を監視されるのでしょうか。	刑務官が1名、同行することを想定しています。

質問No.	資料名	頁	行	項目	質問	回答
180	運営業務要求水準書(案)	24	32	第3、3(3) 護送支援	作業場への「受刑者の護送」について教えてください。 ・施設外の作業所は何箇所ほどで、収容所からの移動距離、護送頻度、滞在日数等 ・場所等が確定する時期は、いつ頃でしょうか。入札公告時に確定していますか。	提供される作業の具体的な内容や実施方法については、事業者の御提案によりますので、事業者において想定願います。なお、作業の事前提案を受けて要求水準において実施することとしたものについては、入札公告時までには示します。
181	運営業務要求水準書(案)	24	32	第3、3(3) 護送支援	施設外での作業に従事する「受刑者」に身体に障害のある受刑者も含まれるのでしょうか。 もし含まれているとすれば、要介護の程度等はどの程度でしょうか。	身体に障害のある受刑者を構外作業に就かせることは想定していません。
182	運営業務要求水準書(案)	24	32	第3-3-(3)-ア	受刑者が施設外で刑務作業や職業訓練を実施する際に、受刑者の行動を監視(作業中の監視を含む)し、国の職員を支援する、とありますが、監視カメラによる監視でも構わないのでしょうか。	目視による監視が必要となります。
183	運営業務要求水準書(案)	24	34	第3-3-(3)-ア	当該受刑者を介助するとあるが具体的にはどのようなことをするのでしょうか。	主に受刑者の移動を補助するほか、一部の受刑者に対する入浴の補助を想定しています(排泄や食事等の全面的な介助が必要な受刑者を収容することは想定していません。)
184	運営業務要求水準書(案)	24	34	第3、3(3) 護送支援	身体に障害のある受刑者が施設内を移動する時「介助」する従事者は「資格」が必要でしょうか。 「常駐警備の実務経験1年以上」とか「介助士」等。	障害者や高齢者への正しい介助の方法について一定の知識を有していることが必要であり、ホームヘルパーもしくは介護福祉士の有資格者であることが望ましいです。
185	運営業務要求水準書(案)	24	34	第3-3-(3)-ア	身体に障害のある受刑者で介助を必要とする者が施設内を移動する際に、当該受刑者を介助する、とありますが、移動に介助が必要な受刑者の割合・人数はどの程度と想定されていますでしょうか。	身体障害を有する者で、養護的処遇を要する者のうち1割程度を想定しています。
186	運営業務要求水準書(案)	24	34	第3編-第3-3-(3)	身体に障害のある受刑者の移動介助業務においても、常駐警備の実務経験1年以上の資格が必要であり、警備員として従事する者である必要がありますでしょうか。	警備員として従事する者である必要はありません。
187	運営業務要求水準書(案)	24	37	第3-3-(3)ア	身体障害のある受刑者の施設内移動での介助とあるが、対象100名が施設内を移動する頻度等不明であり、配置の算定が困難ですが、基準はどのくらいでしょうか。	受刑者の移動は、収容棟から職業訓練棟への移動、収容棟あるいは職業訓練棟から面会棟、医務棟、運動場、体育館への移動を想定しています。
188	運営業務要求水準書(案)	25	7	第3-3-(3)-(4)-ア	運動は毎日1時間以上実施とありますが休日も含みますか。	御理解のとおりです。
189	運営業務要求水準書(案)	25	8	第3-3-(4)ア	構外作業100名(施設外宿泊施設収容者)については、どこで運動させると考えれば良いですか。	事業者の御提案によります。
190	運営業務要求水準書(案)	25	13	第3、3(4) 運動・入浴等監視支援	身体に障害のある受刑者が入浴する際、「介助」する従事者は「資格」が必要でしょうか。 「常駐警備の実務経験1年以上」とか「介助士」等。	障害者や高齢者への正しい介助の方法について一定の知識を有していることが必要であり、ホームヘルパーもしくは介護福祉士の有資格者であることが望ましいです。
191	運営業務要求水準書(案)	25	13	第3編-第3-3-(4)	身体に障害のある受刑者の入浴介助業務においても、常駐警備の実務経験1年以上の資格が必要であり、警備員として従事する者である必要がありますでしょうか。 又、有資格者が必要な場合においても、有資格者はモニター監視を行い、他の人間が介助を行う場合に於いては、第2編第3-5で言うところの「2名以上1組で業務を実施する場合」に該当するのでしょうか。	警備員として従事する者である必要はありません。
192	運営業務要求水準書(案)	27	5	第4	本事業予定地周辺の豊かな自然を活用し、地域住民や関係団体の協力を得て、・・・(中略)・・・施設外においても刑務作業あるいは職業訓練を実施する、とありますが、塀やフェンス等に囲まれていない場所で作業を実施するという理解で宜しいでしょうか。	作業内容については、構外作業を含め、要求水準において実施することとしているものを除き、事業者の御提案によります。したがって、塀やフェンスで囲まれていない場所での作業についても、要求水準を満たす限りにおいてはこれを認めないものではありません。
193	運営業務要求水準書(案)	27	7	第3編-第4	施設外の作業を実施することとなっていますが、その作業場を囲うフェンス等のものは必要となるのでしょうか。	作業内容については、構外作業を含め、要求水準において実施することとしているものを除き、事業者の御提案によります。したがって、塀やフェンスで囲まれていない場所での作業についても、要求水準を満たす限りにおいてはこれを認めないものではありません。

質問No.	資料名	頁	行	項目	質問	回答
194	運営業務要求水準書(案)	27	14	第4、1、ア作業企画支援	刑務作業として「工場」を建設し、受刑者に作業の場を提供する場合の条件について教えてください。 ・「工場」の建設場所は、収容施設内、収容所近隣、20km離れた地点のいずれかで可能ですか。 ・「工場」の建設はSPCが直接行う、工場を運営する法人にSPCが出資する、のいずれが可能ですか。 ・工場で出来た製品を販売し、SPCの収益に組み込む事は可能ですか。	要求水準書を参照願います。
195	要求水準書	27	18	第3編-第4-1-イ	「週30時間以上の作業を実施」とありますが、作業賞と金を必ず週30時間確保するという理解でよろしいでしょうか。作業中に教育を行う場合、作業時間が減る分作業賞と金が減額されますが、そのことについての国の見解をお示ください。	受刑者に対する作業賞と金は、国において支出しません。
196	要求水準書	27	18	第3編-第4-1-イ	訓令では週40時間の労務とありますが、作業・職業訓練時間(週30時間)以外の残りの時間を教育に当てるといえるのでしょうか。ご教示ください。受刑者の作業賞と金を保証するという観点から質問させていただきます。	刑務作業と職業訓練を合わせて週40時間となります。
197	要求水準書	27	19	第3編-第4-1-イ	開放的な処遇に適した受刑者とは、釈放前の受刑者と理解してよろしいでしょうか。ご教示ください。	開放的な処遇に適した受刑者とは、一定程度の知能指数があり、性格に著しい偏奇がなく、共同生活に支障のない者、暴力団等の反社会的集団との関係のない者、薬物常習でない者、保護関係調整の見込みのある者、等を想定しており、釈放前の受刑者に限定されるものではありません。
198	運営業務要求水準書(案)	27	22	第4-1-イ	構外作業100名(施設外宿泊施設収容者)についても、職業訓練や教育を実施するのでしょうか。	御理解のとおりです。
199	整備・運営事業運営業務要求水準書(案)	27	24	第4 作業-1 作業企画支援業務-イ 要求水準	施設外での作業に伴う宿泊施設の確保が明記されていますが、刑務所からの日帰りで行う作業はあるのでしょうか。	事業者の御提案によりますが、本事業においては、施設外での宿泊に伴う構外作業の企画支援を要求水準に盛り込む方向で現在検討中です。
200	整備・運営事業運営業務要求水準書(案)	27	24	第4 作業-1 作業企画支援業務-イ 要求水準	1回の宿泊日数及び年間宿泊合計数はどのくらいを計画されていますか。	事業者の御提案によります。なお、食事については適温で配膳することが要求水準となっています。
201	整備・運営事業運営業務要求水準書(案)	27	24	第4 作業-1 作業企画支援業務-イ 要求水準	施設外での作業に伴う宿泊施設で提供する食事内容に関し、お弁当方式の提供も可能ですか。	事業者の御提案によります。
202	整備・運営事業運営業務要求水準書(案)	27	24	第4 作業-1 作業企画支援業務-イ 要求水準	施設外での作業に伴う宿泊施設で勤務する刑務官や警備担当員に対する食事提供も必要でしょうか。	本事業の対象外です。
203	運営業務要求水準書(案)	27	24	第4-1-イ	施設外で作業を実施する場合には宿泊施設は絶対に必要な条件でしょうか。全作業を日帰り通勤方式として提案する事は可能ですか。	構外作業するすべての受刑者を宿泊施設に収容することは想定していません。宿泊施設の収容対象者は、処遇上あるいは作業内容上、宿泊施設から作業場に運搬することが適切な者を想定しています。
204	要求水準書	27	24	第3編-第4-1-イ	宿泊施設内での受刑者処遇は教育業務(類型別指導等)も行うのでしょうか。ご教示ください。	御理解のとおりです。
205	運営業務要求水準書(案)	27	24	第3編 第4 1イ	本施設外の宿泊施設の用地確保は事業者にて確保する必要があるのでしょうか。また、宿泊施設の機能等は監視システムや位置情報把握システムを含め、収容棟と全く同一である必要があるのでしょうか。	要求水準書を参照願います。
206	運営業務要求水準書(案)	27	24	第3編-第4-1-イ	「施設外で作業を実施することとした場合の受刑者のための宿泊施設を確保する。」とありますが、作業を全て日帰りとした場合、宿泊施設を確保しなくてもよろしいでしょうか。	宿泊施設からの通勤による作業を実施することを想定しています。
207	運営業務要求水準書(案)	27	24	第4-1-イ	施設外で作業を実施する場合の宿泊施設を確保することとありますが、ここでいう確保とは、何をもちいて確保とするのでしょうか(施設の取得・賃貸など)また、要求水準に適合する施設は新たに整備する必要があると思われそうですが、その整備等に係る費用(土地・建物)の負担をどのように考えればよろしいでしょうか。	宿泊施設の確保とは、施設を受刑者の宿泊施設の用に供する状態にすることをいいます。施設の確保は本事業の対象となり、国は、当該サービスの提供に係る対価をPFI事業費の一部として事業者を支払います。
208	運営業務要求水準書(案)	27	24	第4-1-イ	施設外で作業を実施する場合の宿泊施設を確保することとありますが、近隣住民への説明等は国側の責任にて行うという理解でよろしいでしょうか。	宿泊施設を設置すること自体に関する近隣対策は、国が行います。
209	運営業務要求水準書(案)	27	24	第3編-第4-1	施設外の作業についての宿泊施設を確保することとなっていますが、宿泊施設の場所は事前に特定されるのでしょうか、それとも提案によるのでしょうか。	作業の事前提案を受け要求水準として実施することとするものを除き、事業者の御提案によります。

質問No.	資料名	頁	行	項目	質問	回答
210	運営業務要求水準書(案)	27	25	第4、1、イ作業企画支援	「受刑者の為の宿泊設備」の費用負担について教えてください。(土地購入又は賃借、建設、維持管理等) 各々の費用を負担するのは、事業者側或いは国側でしょうか。	宿泊施設の確保は、本事業の対象となり、国は、当該サービスの提供に係る対価をPFI事業費の一部として支払います。
211	要求水準	27	30	第3編-第4-1-イ	開放的な処遇を行う受刑者のための「宿泊施設」について、「室の機能や性能については収容棟に準ずるもの」とされていますが、宿泊施設外周のセキュリティラインとしては特段の設備は不要、との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
212	運営業務要求水準書(案)	27	32	第4-1-イ	「作業場まで徒歩又は車で5分以内の場所であること」とありますが、状況的に困難な場合、条件の緩和等を考えておられるのでしょうか。	要求水準書に基づき、事業提案をしてください。
213	整備・運営事業運営業務要求水準書(案)	27	38	第4 作業-1 作業企画支援業務-イ 要求水	人工透析を受ける者、身体障害を有する者、精神・知的障害を有する者に対しても、作業を提供することとなっていますが、彼らの昼食に関し、食事提供場所は通常の受刑者と同じ場所になるのでしょうか。	御理解のとおりです。
214	運営業務要求水準書(案)	30	7	第5-1-(1)	(1)処遇類型別指導については、国が実施するとありますが、指導内容については民間事業者の役割として、企画を立案し、実施するとされています。ここでの民間事業者が実施する業務とは、具体的にはどのような業務範囲を指すのでしょうか。	国は、処遇類型別指導の対象者を選定するとともに、指導内容を決定します。これ以外の業務については、処遇類型別指導の企画支援も含め、すべて事業者の業務となります。
215	運営業務要求水準書(案)	30	21	第3編 第5 1(2)ア	7月8日の説明会時に使用された、特化ユニットの説明図を、公表いただけますか。	<公表済み>
216	運営業務要求水準書(案)	30	21	第3編 第5 1(2)ア	現在の既存刑務所において、本特化ユニットにても適用可能なプログラムがありますか。あれば、ご開示ください。	既存の刑務所で実施していないような先進的なプログラムの提案を期待しています。
217	運営業務要求水準書(案)	30	21	第3編-第5-1-(2)	「特化ユニットにおける各種プログラムの企画・運営」とありますが、特化ユニットにおける作業療法・社会技能生活訓練・個別カウンセリング等は、国が実施すると考えてよろしいでしょうか。	国は、特化ユニットの収容対象者を選定するとともに、処遇内容を決定します。これ以外の業務はすべて事業者の業務となります。
218	要求水準書	31	21	第3編-第5-1-(3)-イ	「全受刑者に対し1日1時間以上実施する」とありますが、余暇時間内の1時間という理解でよろしいでしょうか。	余暇時間に限るものではありません。
219	運営業務要求水準書(案)	32	4	第5-3-(1)-ア	国が篤志家を招き、民間事業者は連絡調整業務を行うとありますが、本施設に来ていただける保護司等へのお願いなど、来ていただける方を確保する前段階での募集業務は、国と民間のどちらの業務範囲とお考えでしょうか。	国が選定、委嘱する篤志面接委員の候補者の推薦については、本事業の範囲内です。
220	運営業務要求水準書(案)	33	8	第6-1-イ	健康診断を少なくとも週1回以上実施することありますが、～の項目全てを毎週実施することでしょうか。	受刑者の入所後1週間以内に健康診断を行う必要があります。
221	運営業務要求水準書(案)	34	3	第6、3、ア常葉の管理業務	受刑者への投薬業務は国の職員が行うのでしょうか。SPC職員とすれば、従事者は「資格」が必要でしょうか。「薬剤師」等。	受刑者への投薬は本事業の対象となります。
222	運営業務要求水準書(案)	34	5	第6-3-イ	「薬剤師を1名以上配置する」とありますが、薬剤師は24時間常駐する必要があるのでしょうか。	御理解のとおりです。
223	運営業務要求水準書(案)	34	13	第3-5-4-ア	人工透析を実施するために必要な機器を整備とありますが実施医療関係の費用は国の負担でしょうか。	受刑者に対する診療は国において実施します。
224	運営業務要求水準書(案)	34	13	第3編-第6-4	診察設備として通常必要な医療機器の整備が求められていますが、外科等の手術が必要な者に対する設備も含まれますでしょうか。	外科手術に必要な機器を整備することは想定していません。
225	運営業務要求水準書(案)	34	17	第3-5-4-イ	30名の受刑者に人工透析を実施するとありますが一回での透析の最大人数は何名と考えれば良いでしょうか。	一回当たりの最大人数は30名です。
226	要求水準書(案)	35	1	第6-6-イ	理学療法を行う際の、具体的なリハビリ項目の内容をお示し願います。	具体的な治療項目及び機材等については、追って公表します。
227	運営業務要求水準書(案)	35	1	第3編 第6 6 イ要求水準	養護的処遇を必要とする特化ユニットにおいて、所要の理学療法士及び必要な機器を整備すれば足り、理学療法そのものは国が実施するものと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
228	運営業務要求水準書(案)	35	4	第3編-第6-6	理学療法を実施するための機器の整備が求められていますが、必要となる機器は特定されるのでしょうか。特定されるのであれば、その機器についてご教授願います。	機材等については、追って公表します。

質問 No.	資料名	頁	行	項目	質問	回答
229	要求水準書	36	6	第3編-第7-1	受刑者2000名の刑務所として、1週間に何人が入所し、1週間に何人出所するのでしょうか。分類事務支援の業務量を具体的にお示してください。人員配置する際に必要です。	本施設の収容対象者となる平均刑期は20箇月ですので、事業者において想定願います。
230	運営業務要求水準書 (案)	99			実施方針説明会において、計画敷地について2つの敷地の有効な利用がポイントとのご説明がございましたが、第1工区と第2工区との接続について、公共による整備計画がございましたらお示してください。	1工区と2工区の間埋設されているボックス・カルバートを活用して町道を整備する予定です。詳細については参考資料を参照願います。
231	一般事項				・施設整備の要求水準書はいつ公表される予定でしょうか？	<公表済み>